

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ペー
○北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則… (中小企業課)	23
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出… (農業施設管理課)	23
○土地改良区の定款の変更の認可… (農業施設管理課)	24
○土地改良事業計画の変更の認可… (農業施設管理課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定… (治山課)	24
○森林法による通知に代える公示… (治山課)	24
○急傾斜地崩壊危険区域の指定… (維持管理防災課)	24
○土砂災害警戒区域の指定… (維持管理防災課)	24
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定… (維持管理防災課)	26
○特定調達契約に係る入札の公告… (調達課)	28
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	29
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	30
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告…	30
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	31

規 則

北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
令和2年1月10日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第1号
北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則
(北海道行政組織規則の一部改正)

第1条 北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第29条の表中

北海道卸売市場審議会

地域経済局中小企業課

を削る。

(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道地方卸売市場条例(昭和46年北海道条例第50号)の項を削る。

別表第2 北海道地方卸売市場条例施行規則(昭和46年北海道規則第115号)の項を削る。
(北海道地方卸売市場条例施行規則の廃止)

第3条 北海道地方卸売市場条例施行規則(昭和46年北海道規則第115号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

告 示

北海道告示第15号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、永山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	令和元.12.22	理 事	大 西 秀 雄	旭川市永山町11丁目244番地の3
同	同	同	黄 木 圭 二	同 永山町16丁目100番地
同	同	同	武 澤 伸 昭	同 永山町13丁目145番地の14
同	同	同	田 中 靖 啓	同 永山6条21丁目1番9-1号
同	同	同	福 原 通 雄	同 永山町6丁目95番地
同	同	監 事	加 藤 公 明	同 永山町10丁目237番地
同	同	同	大 橋 浩 三	同 永山町14丁目47番地
退 任	同 元.12.21	理 事	大 西 秀 雄	同 永山町11丁目244番地の3
同	同	同	坪 崎 重 穂	同 永山町8丁目134番地の33
同	同	同	笠 井 好 一	同 永山町15丁目137番地の51
同	同	同	黄 木 圭 二	同 永山町16丁目100番地
同	同	同	佐 藤 時 雄	同 永山町14丁目207番地
同	同	監 事	福 原 通 雄	同 永山町6丁目95番地

同 同 同 加藤公明同 永山町10丁目237番地

北海道告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年12月26日、大雪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和元年12月24日、当別土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を利尻富士町役場の掲示場に掲示した。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第832号
- 2 所在が不明な者 木村 ちか子

北海道告示第20号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

千歳北信濃1地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
千歳市	桂木五丁目	4番3	1
同	同	52番32	2
同	同	同	3
同	同	同	4
同	同	同	5
同	同	52番35	6
同	同	52番38	7
同	同	12番	8
同	同	4番11	9
同	同	12番	10
同	同	4番3	11

北海道告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
初田の沢川（Ⅱ-12-0010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字初田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 五色温泉沢川（Ⅰ-12-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里、虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三重の川（Ⅱ-12-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字水上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ツバメ第一の沢川（Ⅱ-12-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字清水、字三笠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤の沢（Ⅱ-26-1100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字種川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲穂開拓2号橋の沢（Ⅱ-26-0690）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字稲穂（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮前川（Ⅱ-26-1240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字花石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
荒川の沢（Ⅱ-26-0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
笹森の沢（Ⅱ-26-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
水上の沢（Ⅱ-26-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
水野の沢（Ⅱ-26-0500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
村瀬の沢（Ⅱ-26-1250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字住吉、字中里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中島の沢（Ⅱ-26-0800）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字中里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
渡辺の沢（Ⅱ-26-0670）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
波の沢（Ⅱ-26-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
尾形の沢（Ⅱ-26-0680）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字稲穂（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊田の沢（Ⅱ-26-0540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本田の沢（Ⅱ-26-0770）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字白石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
向野1（〈3〉-2-236-336-0001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市向野（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
火葬場の沢川（Ⅰ-21-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市桜岱（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越黄金（Ⅰ-1-432-969）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字黄金（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越三笠（Ⅰ-1-434-971）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字三笠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越清水（Ⅱ-1-193-746）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字清水（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越名駒町（Ⅱ－1－194－747）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町名駒町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
馬場川（Ⅰ－12－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ニセコアンベツ温泉沢川（Ⅰ－12－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里、虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
菅原の沢川（Ⅱ－12－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字立川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
山口の沢川（Ⅱ－12－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字立川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大林寺川（Ⅱ－12－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町昆布町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
油谷の沢第一川（Ⅱ－12－0170）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字共栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
油谷の沢川（Ⅱ－12－0180）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字共栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊藤の沢（Ⅱ-26-0490）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
笹森の沢（Ⅱ-26-0510）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小原の沢（Ⅱ-26-0790）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字八束（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
今金花石（Ⅱ-2-390-1173）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字花石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
今金金原1（Ⅱ-2-385-1168）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯桜岱（Ⅱ-2-126-909）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市桜岱（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月10日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 A重油（1リットル当たりの単価）

イ 調達予定数量 717,000リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

いこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月14日（火）から同年2月5日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）

(2) 入札日時 令和2年2月20日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月19日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc5.htm>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel oil A (JIS class 1, No.1) Approximately 717,000 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., February 20, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than February 19, 2020)

C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月10日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車（公物管理パトロールカー）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台
- 2 落札を決定した日
令和元年12月19日
- 3 落札者の氏名及び住所

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月10日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

50台及び1月当たり 1,118,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

- (1) 氏名 帯広日産自動車株式会社
(2) 住所 帯広市大通南29丁目2番地

4 落札金額
65,780円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和元年11月22日付け北海道十勝総合振興局告示第87号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月10日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 一式 45台分

2 落札を決定した日

令和元年11月6日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社まつみ商会
(2) 住所 帯広市東1条南20丁目14番地

4 落札金額
4,345,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和元年9月20日付け北海道教育庁十勝教育局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月10日(金)から同年2月19日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 令和2年2月28日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月27日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総額(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定数量

を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2242

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 50 copying machines included maintenance and supply of consumer goods. Paper and Staple is not included.

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 28, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 27, 2020)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242

北海道警察本部告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月10日

北海道警察本部長 山岸直人

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称 マイクロソフトウィンドウズ包括契約(EAS)によるライセンス取得(1ライセンス当たりの単価)

(2) 調達予定数量 3,486ライセンス

2 落札を決定した日

令和元年12月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社HBA

(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 落札金額

12,943円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年11月1日付け北海道警察本部告示第490号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
